

バンドスコア訴訟・最高裁判決の内容・評価・評判・影響

Executive Summary

2026年10月9日、最高裁判所第二小法廷（三浦守裁判長）は、いわゆる「バンドスコア事件」について、株式会社GLNET側の上告を棄却し、楽譜出版社側に約1億6925万円の損害賠償を認めた東京高裁判決を確定させた。事件番号は令和6年（受）第2078号・損害賠償請求事件である。最高裁の核心は、問題のバンドスコア自体を著作権法2条1項1号の「著作物」ではないとしたうえで、それでも、競業者が約6年半・579曲にわたり、出版社のスコア全体を細部まで模倣し、自ら採譜する費用・労力を免れ、同程度の品質のスコアを無料公開して広告収益を得る行為は、「社会通念上自由競争の範囲を逸脱」する営業妨害であり、民法上の不法行為になる、とした点にある。[filecite:turn0file0](#) 1

本判決は「著作権がない成果物にも、努力した者への準著作権を与えた」という判決ではない。むしろ最高裁は、2011年の北朝鮮映画事件最高裁判決の枠組み、すなわち、著作権法が保護しない情報・成果物の利用は原則自由であり、「著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益」を侵害する特段の事情がなければ一般不法行為にはならない、という原則を維持した。そのうえで本件では、保護された利益を「スコアを独占利用する利益」ではなく、著しく不公正な競争から営業活動を守られる利益と構成した。これは、著作権法を迂回して排他的権利を創設することを避けながら、極端なフリーライドだけを民法709条で排除しようとする判決と読むのが最も適切である。[filecite:turn0file0](#) 2

とりわけ重要なのは、最高裁が東京高裁のロジックをそのまま追認したのではないことである。東京高裁判決には、著作権法6条による「保護対象外」と、そもそも2条1項1号の「著作物ではない」ものとの関係を混同したように読める部分があると前田哲男弁護士・早稲田大学RCLIPの評釈が批判していた。最高裁は明確に「著作権法2条1項1号にいう著作物に当たらない」と出発点を置き直し、そこから北朝鮮映画事件の「特段の事情」論へ接続した。この意味で、最高裁判決は高裁結論を維持しつつ、その法理をかなり精密化したと評価できる。[filecite:turn0file0](#) 3

他方、本判決には重要な限界もある。採譜への投資それ自体を保護したのではなく、①長期間、②大量・組織的、③競争者の成果物への直接的依拠、④全体を細部まで模倣、⑤本来必要な制作費の回避、⑥無料提供による強い代替性、⑦広告収益という営利目的、⑧競争相手の売上げ・営業継続への重大な影響、⑨それを認識した行為、という事情を総合した事案判断である。したがって、独立採譜、耳コピ、研究・教育、非競争的な利用、部分的参照まで直ちに違法化する判決ではない。尾島明裁判官の補足意見も「知的成果物」は知財法上保護されなければ原則として模倣・利用できることを明示しており、高須順一裁判官も広告型無料サービスという新しいビジネスモデル自体の社会的価値を認めている。[filecite:turn0file0](#)

本判決直後の報道は、「著作物でなくても賠償責任」「自由競争を逸脱」という点を最大のニュース価値としている。もっとも、2026年10月9日現在、株式会社フェアリー、GLNET、JASRAC、主要楽譜出版社団体等から本判決についての体系的な公式声明・業界統一見解は、今回の公開情報調査では未特定である。したがって「音楽業界が全面的に歓迎した／反発した」といった評価は現段階ではできない。確認できる評価は、むしろ最高裁判決以前から蓄積していた法律実務家・研究者の議論と、判決当日の報道に集中している。[filecite:turn0file0](#) 4

実務上の最大の変化は、著作権が成立しない情報・成果物についても、「だから競争者の成果を丸ごと取得し、制作コストを回避して代替商品を提供してよい」とは言えなくなったことである。ただし逆に、判決を

「投資をした者には排他的権利がある」と一般化することも危険である。NO&Tの分析が指摘するように、「額に汗をかけた」ことだけでは足りず、**自由競争の範囲を逸脱した手段・態様**が中心的な限定要素となる。⁵

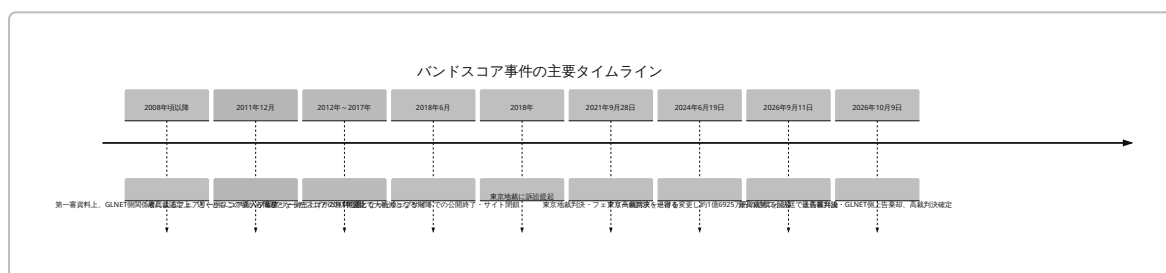
事件の全体像と訴訟経緯

第一審の公開資料によれば、原告は**株式会社フェアリー**、被告は**株式会社GLNET**ほか2名であった。最高裁公表版では、被上告人を「楽譜出版社」、上告人を「株式会社GLNET」とその代表取締役「Y2」と匿名化している。審級間で個人被告の匿名記号が変化している可能性があり、公表判決だけから各個人の実名・記号対応を確定することはできないため、個人名は本稿では**未特定**とする。第一審の事件番号は平成30年（ワ）第19860号・第33090号である。⁶ [filecite0turn0file0](#)

バンドミュージックでは、作曲者が完全な総譜を作ってから録音するとは限らず、録音現場で演奏しながら作品が形成されることも多い。そのため楽譜出版社は、楽曲自体について著作権管理事業者等から必要な許諾を得たうえで、音源を聴き、ボーカル、ギター、キーボード、ドラム等について音高、音価、リズム、演奏ポジション、演奏指示等を書き起こす「採譜」を行う。最高裁はこの採譜を、専門教育と相当の修練を積んだ者が相応の時間をかけて行う作業と認定した。[filecite0turn0file0](#)

フェアリー側は579曲について自ら採譜し、制作費を負担してバンドスコアを販売していた。他方、最高裁の確定事実によれば、GLNET側では少なくとも2011年12月から2018年6月まで、代表者が購入したフェアリー側スコアと音源データを担当者に渡し、**自ら採譜するのではなく、そのスコアに依拠して実質的に同一の表記を作る方法**で579曲のスコアを制作し、ウェブサイトで無料公開して広告収入を得た。完全な機械的複製ではなかったものの、最高裁は原審認定を前提に「全体を細部まで模倣」と表現した。[filecite0turn0file0](#)

最高裁がさらに重視したのは市場効果である。フェアリー側の売上げは無料公開期間中に2011年度比で大幅に減少した時期があり、サイト閉鎖直後の2018年7～9月には前年同期比で大幅に増加した、と原審確定事実を引用した。もっとも、この相関関係だけで本判決の不法行為成立が決まったわけではなく、模倣態様、費用回避、無料提供、競合性等との総合判断である。[filecite0turn0file0](#)



最高裁の公式開廷情報は、上告審事件を令和6年（受）第2078号、第一審を東京地裁平成30年（ワ）第19860号等、第二審を東京高裁令和3年（ネ）第4643号としている。2026年9月11日に第二小法廷で弁論が行われたことも裁判所公式ページで確認できる。⁷

下級審から最高裁までの比較

審級	判決・事件番号	バンドスコアの位置付け	模倣・依拠の評価	一般不法行為の評価	損害・結論
東京地裁	2021年9月28日、平成30年（ワ）第19860号・第33090号	著作権侵害そのものを主軸とする事件ではなく、非著作物の模倣に対する民法上の責任が問題	個々の一致・誤りの一致等は検討したが、原告が主張する579曲全体について不法な模倣・損害を認めるには不足と判断	不法行為成立を否定	原告請求を退けた。一審評釈の表題も「スコアを無断複写する行為の不法行為該当性を否定した事例」と整理 ⁶
東京高裁	2024年6月19日、令和3年（ネ）第4643号	北朝鮮映画事件最判の「特段の事情」を適用	サンプル曲に見られる固有の表記、誤り、演奏ポジション、一致率、制作フロー等から大量・組織的模倣を認定	採譜技能・採譜作業へのフリーライド、営利的、競合、顧客奪取、業界への影響等から「特段の事情」を肯定	一審変更。約1億6925万5305円の賠償を認容したと最高裁後の解説・報道が伝える ⁸
最高裁第二小法廷	2026年10月9日、令和6年（受）第2078号	著作権法2条1項1号の著作物ではないと明示	原審の「579曲・約6年半・全体を細部まで模倣」との確定事実を前提	「自由競争の範囲を逸脱」し、スコア独占利益とは別の「営業上の利益」を侵害する特段の事情あり	上告棄却。高裁の賠償判断が確定 ¹

一審と二審の最大の断絶は、単に「同じ音源から作れば似る」という問題をどう証拠評価するかにある。一審は曲ごとの独立採譜の可能性を厳格に見たのに対し、高裁は、原告特有の表記や誤り、一致率、購入・制作フロー、複数曲に反復する一致パターン等を総合し、組織的模倣を推認した。最高裁はこの証拠法的な推認ルール自体を一般論として新たに判示したのではなく、「**原審の適法に確定した事実**」として579曲の細部までの模倣を前提に、そこから先の民法709条の法解釈を審査した、と理解すべきである。

⁹

最高裁判決の法理と判決理由

判決原文と要旨

本稿で確認した判決書は、ユーザー提供の令和8年10月9日最高裁第二小法廷判決・令和6年（受）第2078号全6頁であり、裁判官は三浦守、岡村和美、尾島明、高須順一、全員一致。尾島・高須両裁判官の補足意見が付されている。¹⁰

公式検索入口：

[最高裁判所「裁判例検索」](#)

事件番号として「令和6（受）2078」を指定するのが確実である。

公式の事件経過確認ページ：

[最高裁判所「最高裁判所開廷期日情報」](#) 7

なお、判決が言い渡された**2026年10月9日当日**の調査であり、裁判所サイトの個別判決PDFの安定URLは検索インデックスへの反映が揃っておらず、本稿では確認できなかったため「**個別公式PDF URL：未特定**」とする。判決原文自体はユーザー提供PDFと、当日の判決報道・事件番号・内容が整合している。

filecite turn0file0 1

判決の結論は極めて簡潔である。

「本件上告を棄却する。」

その理由が重要である。最高裁はまず、フェアリー側スコアについて、

「被上告人スコアは、本件楽曲の音源を基に採譜をして制作された楽譜であり、著作権法2条1項1号にいう著作物には当たらない。」

と断定した。filecite turn0file0

ここには重要な含意がある。最高裁は「採譜物は常に著作物でない」という一般命題を詳細に論証したわけではない。本件スコアについて非著作物性を前提事実として扱い、**著作権が成立しない場合でも民法上の救済が可能か**という問題に焦点を絞ったのである。したがって、本判決から「すべての編曲譜・採譜譜には著作権がない」と一般化することはできない。

著作権法と一般不法行為の関係。最高裁は北朝鮮映画事件最判を引用し、非著作物について著作権法上の利用行為に相当することをしただけなら、原則として民法上も自由であるとする。その例外が、

「著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情」

である。filecite turn0file0

ここで判決は、「著作権がない→民法709条でも絶対自由」という立場も、「大きな労力をかけた→民法709条で当然保護」という立場も取らない。著作権法が意図的に設定した自由領域を一般不法行為で簡単に埋め戻さない一方、別種の法的利益を侵害する極端な場合だけ救済する二段階構造である。この構造自体は北朝鮮映画事件の継承である。 10

何が「別の法的利益」なのか。本判決最大の新規性がここにある。最高裁は、

「社会通念上自由競争の範囲を逸脱して被上告人の営業を妨害し、その営業上の利益を侵害する」

場合には、スコアそのものを独占利用する利益とは異なる利益が侵害される、とした。

filecite turn0file0

つまり保護対象は「579曲の音符情報に対する排他的権利」ではない。**公正な競争条件の下で営業を継続する利益**である。この区別が、本判決を事実上の著作権創設と評価すべきでない最大の理由である。

自由競争逸脱性を認めた具体的事情。 判決理由から抽出すると、最高裁は少なくとも次の事情を組み合わせている。

考慮事情	最高裁が重視した内容	法的意味
原告側の投資	専門的採譜に多大な費用・時間・労力	単独では保護根拠ではないが、フリーライドの程度を測る基礎
規模	579曲	偶発的・部分的参照ではなく事業構造としての利用
期間	少なくとも約6年半	一過性の利用ではない
依拠	購入した原告スコアを音源と共に担当者へ渡す	独立制作との差を決定的にする
模倣程度	「全体を細部まで模倣」	単なる同一音源由来の必然的一致を超える
費用回避	自ら採譜せず、本来負担する制作費を免れる	競争上の非対称性・フリーライド
提供形態	無料公開	有料商品に対する極めて強い代替性
収益	広告料収入	非営利共有ではなく競合ビジネス
品質	一般利用者から見て原告商品と同程度	顧客奪取可能性を強める
市場効果	公開期間中の売上減、閉鎖後の増加	営業への直接的影響を裏付ける
主観	悪影響を上告人らが認識	単なる過失的利用より違法性を強める
市場秩序	同様行為を許せば自力採譜業者が著しく不利	個社損害を超え、公正競争秩序への影響

以上を総合して最高裁は、次の非常に強い表現を用いた。

「本件行為は、著しく不公正な手段を用いて被上告人の営業の継続を困難にさせる競業行為」

である。[filecite](#)[turn0file0](#)

この「著しく」「営業の継続を困難に」という語は、将来の事件で重要な限定機能を果たす可能性が高い。単に先行者の商品を参考にした、価格競争をした、無料サービスを提供したというだけでは足りず、本件級の競争上の不公正さが必要だと読むのが、著作権法との整合上も妥当である。NO&Tの分析も、高裁段階から、投下費用だけでは決定的でなく、「自由競争の範囲を逸脱」した目的・手段・態様こそ重要と整理している。⁵

損害額について。 最高裁は損害額を新たに計算し直したのではない。上告受理申立て理由で争われた中心は「特段の事情」と不法行為成立の法解釈であり、その点について東京高裁を是認したため、約1億6925万5305円を認めた高裁結論が確定した。当日の報道も約1億7000万円と報じている。¹¹

尾島明裁判官補足意見。 尾島裁判官は判決の射程をかなり明確に限定している。

「多大な費用等をかけて創り出された知的成果物であっても、原則として、他者がこれを模倣して自由に利用することができる」

とした上で、公正競争と模倣の自由を調整すべきだとする。¹⁰

この補足意見は、本判決を「努力保護原則」と読む解釈を明確に牽制している。費用投下は必要条件でも十分条件でもなく、「競合するビジネスモデル」「費用負担を認識したフリーライド」「長期間・多数」「営業妨害」という事情が重なるから例外的に違法なのである。

高須順一裁判官補足意見。 高須裁判官はさらにデジタル経済との関係を意識し、無料提供+広告というモデルについて、

「時代を先取りした新種ビジネスの展開が…社会の活力の源泉となるという積極的意義」

も考慮すべきだと述べる。¹¹

しかし本件は「専ら自らの創意と才覚」による新ビジネスではなく、旧来型事業者の成果に便乗して制作費を免れながら、新モデルの広告収益を自ら得たケースだった。この補足意見は、「無料デジタルサービス対有料紙媒体」というビジネスモデルの勝敗そのものを裁判所が決めたのではなく、**競争方法の公正さを問題にしたことを示している。**

学術・判例評論・法律実務家の評価

本件をめぐる学説・実務評価は、結論への単純な賛否というより、「**著作権法が自由にしている領域を民法709条でどこまで再規制してよいか**」をめぐって分かれている。

肯定的・限定的支持の評価。 東京高裁判決を分析した松尾剛行弁護士のWestlaw Japan論考は、本件を従来の裁判例と完全に異質な転換とみる必要はないとする。特に、採譜技術の習得への投資と、各楽曲の採譜作業への投資という「二重」のフリーライドがあり、それを大量・組織的に利用して無料提供し、広告収入を得つつ原告の収益機会を奪ったという異例の事実関係を重視している。すなわち、結論を支持するとしても**極端な事案だからこそ成立した例外**と読む立場である。¹²

長島・大野・常松法律事務所の田島弘基・鏝由暢両弁護士は、高裁判決と将棋YouTuber事件を比較し、不法行為肯定に関する考慮要素を、①被害者の投下時間・労力・費用、②利用者側の目的・態様、③被害側への影響、という形で整理している。そのうえで、「額に汗をかいた」だけでは足りず、営利的競合、自由競争秩序に反する手段、害意、情報・商品の供給構造を壊す程度の影響などが重要だと指摘する。この分析は、最高裁が2026年判決で示した「著しく不正な手段」「営業の継続を困難に」という基準と非常に整合的である。¹³

慎重・批判的評価。 前田哲男弁護士の早稲田大学RCLIP論考は、高裁の出発点に理論上の問題を指摘した。北朝鮮映画事件は著作物ではあるが著作権法6条の保護要件を満たさない外国著作物を扱ったのに対し、バンドスコア事件では、そもそも2条1項1号の著作物の定義を満たさない情報が問題である。高裁がこの二つを混同したように読める点を批判している。最高裁が今回、明確に「2条1項1号にいう著作物には当たらない」と書き直したことは、この批判を意識したものと断定はできないものの、少なくとも理論上の曖昧さを解消した。¹⁴

前田論考は同時に、非著作物に一般不法行為が成立する可能性自体は否定していない。①独占権を認めなくても財産的損害を観念でき、②行為態様が強く悪質で、原告への影響が重大・直接的であり、③不法行為を認めても著作権法が形成する「保護と自由とのバランス」を壊さない場合には「特段の事情」を認め得る、とする。これは最高裁判決を、著作権の補完ではなく**競争行為規制として狭く読む理論**といえる。¹⁵

「額の汗」法理への懸念。著作権法は、費用や努力をかけたすべての成果を保護する制度ではない。NO&Tが引用する「スピードラーニング事件」も、労力・費用をかけたことだけでは特段の事情にはならないとした。本件の投資回収・業界衰退論だけを切り出して一般化すると、著作権法が創作性のない情報を自由領域に置いた意味が失われるという懸念がある。⁵

この点で最高裁の尾島補足意見は非常に重要である。「知的成果物は、知財法上保護されなければ原則自由利用」という前提を明言したため、高裁判決だけを読んだ際に生じ得たsweat of the brow（額に汗をかいた者への投資保護）法理の一般化を一定程度抑制したと評価できる。^{filecite0turn0file0}

実証・証拠面への懸念。高裁は一部サンプル曲に関する一致・固有表記・誤り等と、制作体制・購入履歴などから579曲全体への模倣を推認した。この方法は、大量のデジタルコンテンツ事件で被害者に579曲すべてを逐一立証させる非現実性を避ける利点がある。他方、限られた標本から全集合を推認する際の標本選択、独立制作可能性、一致率の算定方法等について透明な基準がなければ、将来の類似訴訟で証明負担が不安定になる。この証拠法上の論点について最高裁は一般的基準を示さず、「原審の適法に確定した事実」を前提にしたため、今後も下級審で詰める必要が残る。^{filecite0turn0file0}⁹

研究動向。北海道大学情報法政策学研究センターの研究会資料では、本件に関する主要文献として、鮑妙堃「スコアを無断複写する行為の不法行為該当性を否定した事例」、同「バンドスコアの模倣による不法行為の成立を認めた事例」、山根崇邦「北朝鮮事件最高裁判決後の一般不法行為の成否－バンドスコア事件等の近時の肯定例の意義と課題－」などが列挙されており、将棋棋譜事件と並んで「知財法外の情報利用と一般不法行為」の中心的ケースとして研究対象化している。¹⁶

総合すると、現在の専門的評価はおおむね次の二極ではなく、その中間にある。

評価方向	主張	本最高裁判決との関係
保護肯定 寄り	組織的・大規模・営利的な完全フリーライドを放置すると制作投資・供給市場そのものが壊れる	最高裁多数意見と親和的
自由利用 重視	非著作物に民法で実質的排他権を与えると、著作権法の自由領域が侵食される	尾島補足意見がこの懸念を明確に意識
中間・限定説	投資だけでは保護せず、競合性、費用回避、模倣程度、規模、害意、営業への直接重大な影響を総合	本判決を最も忠実に説明する立場 ²

メディア報道・音楽業界の反応と評判

判決当日の共同通信系報道は、最高裁が「自由競争を逸脱し営業上の利益を侵害した」と判断し、高裁判決を確定させたことを中心に伝えた。また、毎日新聞系報道は、「著作物でなくてもバンドスコア模倣に賠償責任」という点を見出しにし、著作物ではない成果物の利用について最高裁が不法行為を認めた点を「初判決」と位置付けている。したがって一般メディア上の第一印象は、「著作権がなくても無断利用が常に自由とは限らない」という判例転換感に集中している。¹

もっとも、この見出しだけを読むと射程を誤解しやすい。「著作物でなくても模倣すれば賠償」という一般原則ができたわけではない。判決自身はむしろ、非著作物の模倣は原則自由という北朝鮮映画事件型の枠組みを維持している。この点では、判決当日に公表された法律実務家の解説の方が、報道見出しより慎重である。プロスパイア法律事務所の解説も、北朝鮮映画事件以来、「特段の事情」が最高裁で認められたことの重要性と、判決の法的組立てに注目している。¹⁷

音楽出版社側から見れば、本判決には明確な追い風がある。採譜者を雇用・委託し、聴音、確認、校正、組版等の費用を負担して商品化する事業者にとって、競合サイトが完成品を入手してほぼ同品質の商品をゼロ

に近い制作費で再提供する場合に、著作権が成立しないという理由だけで無救済になるリスクが低下したからである。高裁も採譜投資が失われれば楽譜供給・音楽出版業界に悪影響を及ぼし得ると論じ、NO&Tはこの点を「情報の制作や流通に至るビジネス構造」の維持という観点から分析している。¹³

一方、無料楽譜・広告型サービス側にとっては、単に無料であることが問題なのではない。高須補足意見は広告型無料サービスを含む新種ビジネスに積極的社会的価値があることを認めている。したがって、独立採譜で制作する無料サイト、ユーザー投稿型サービス、独自の簡易コード譜等が直ちに違法となるわけではない。リスクの分水嶺は「競争者の完成品に依拠して制作費を回避したか」にある。

演奏者にとっても同様である。音源を聴いて自らギターやベースのパートを採る行為まで本判決が禁止するものではない。判決は「独占的に利用する利益」と「営業上の利益」を明確に分けており、私的な耳コピや独立制作は本件の「約6年半・579曲・競業・広告収益・細部までの模倣」という事実関係から大きく離れる。

さらに注意すべきは、バンドスコアそのものの非著作物性と、元の楽曲の著作権とは別問題だという点である。JASRACは管理楽曲を楽譜等の出版物として製作する場合、原則として事前の手續を案内しており、配信用楽譜についても別途手續があるとしている。したがって「採譜された譜面に独自著作権がない」ことは、「元の曲を自由に出版・配信できる」ことを意味しない。¹⁸

教育分野についても、本判決は著作権法35条の授業目的利用の範囲を変更していない。JASRACは、非営利の教育機関で、教師・生徒が主体となり、授業の過程で必要な限度の複製・公衆送信等について一定の条件下で許諾不要となる旨を案内している。したがって学校授業内の適法利用と、競合事業者が他社商品を大量にコピーして広告収益を得る本件とは、法的評価の場面が大きく異なる。¹⁹

なお、判決当日現在の直接的業界反応については、今回確認できた公開資料の範囲では、フェアリー、GLNET、JASRAC、主要楽譜出版社・販売業者団体、著名演奏家等による本判決への正式声明は未特定である。したがって「業界の評判」を定量的な支持率や総意として表現することは現時点ではできず、現状確認できるのは「法律業界では高裁段階から重要判例として集中的に論じられ、最高裁判決当日に全国報道された」という程度までである。²⁰

著作権実務・楽譜流通・教育・演奏現場への影響

判決の影響は「著作権保護範囲が広がった」と一括するより、著作権とは別レイヤーの競争行為規制が明確になったと整理すべきである。

分野	短期的影響	中長期的影響	主なリスク	実務対応
楽譜出版社	模倣サイトへの709条請求が現実的選択肢に	採譜投資を回収しやすくなる可能性	「投資したから保護される」と過大解釈	採譜工程・人件費・制作履歴・固有表記を保存
無料楽譜サイト	他社譜面を参照する制作フローの見直し	独立制作を証明できるサービスへ移行	大量参照＋無料代替＋広告モデルが本件類型に接近	clean-room型独立採譜、出典・制作口グ、監査
楽譜販売業者	正規譜面の代替となる無料模倣品への対応余地	有料市場の投資インセンティブ安定化の可能性	価格競争まで違法と誤解	「価格」ではなく「制作過程の依拠」を区別

分野	短期的影響	中長期的影響	主なリスク	実務対応
演奏者	通常の耳コピ・独立採譜への直接影響は小さい	採譜サービスの供給維持の可能性	他社スコアをそのまま再配布・商用化	個人利用と公開・商用利用を分離
学校教育	授業目的例外の法体系は不変	デジタル教材の権利処理が引き続き重要	「教育目的なら何でも可」という誤解	35条の条件、必要限度、非営利性等を確認 ¹⁹
採譜者・編曲者	自らの成果への組織的フリーライドに抑止効果	専門技能への投資インセンティブ	採譜と創作的編曲を混同	原譜、作業ファイル、修正履歴等で独自制作を立証
AI・自動採譜事業	直接の判示なし	採譜コスト低下で本判決の事実前提が変化し得る	他社スコアを学習・参照した出力の由来が不透明	データ由来・ライセンス・出力類似度の管理

法的には、出版社にとって最大の実務変化は**証拠の価値**である。本件のような訴訟では「自分が先に作った」だけでは弱い。独自の誤記、演奏ポジション、注記、特殊な譜割り、版下作成時刻、購入記録、制作委託指示、ファイル履歴等が、「同じ曲を独立採譜しただけ」という抗弁を崩す重要証拠になる。大量事件では統計的一致率や標本抽出も用いられるため、制作過程のデジタル・フォレンジック的な保存価値が高まる。高裁段階から固有表記や一致パターンが重要な事実とされており、最高裁はその事実認定を前提とした。⁹ [filecite:turn0file0](#)

逆に、新規参入者にとって最も安全なのは、**独立制作の証明可能性**を作ることである。他社の完成スコアを採譜者に渡さず、正規に入手した原音源から独立して採譜し、作業ログや修正過程を残す。どうしても既存資料を品質チェックに使う場合は、誰がいつどこまで見たのかを分離し、完成物の細部が特定競争者の固有表記に引きずられないようにする。これは本判決から導かれるリスク管理上の推奨であって、最高裁が特定の「clean room手続」を法的義務として判示したわけではない。[filecite:turn0file0](#)

経済効果には両面がある。プラス面は、完成品を丸ごと利用する競争者によって投資回収が不可能になる「フリーライダー問題」を抑え、採譜・校正・出版への投資を維持しやすくすることである。高裁と専門家評釈は、そうしたフリーライドを放置すると採譜者・出版社の供給インセンティブが損なわれる可能性を指摘している。¹³

マイナス面は、判決の射程を事業者が過大に解釈すると、独立採譜や価格競争、デジタル無料モデルまで萎縮しかねないことである。これは特に、小規模な楽譜プラットフォーム、新規の自動採譜サービス、ユーザー生成コンテンツにとって重要である。高須補足意見が新しい広告型ビジネスの積極的意義を明示したのは、こうした競争抑制効果を意識したものと読むことができる。[filecite:turn0file0](#)

中長期では、むしろ技術進歩が判決の適用範囲を変える可能性がある。尾島裁判官自身が、科学技術の進歩により現在のバンドスコア制作を取り巻く状況が変化している可能性に言及している。本件当時は「一般利用者に耐えるスコア」を作るために高額な専門採譜が必要だったことが重大な事情だったが、自動採譜AI等によって独立制作コストが大幅に低下すれば、将来事件では「他人の制作費に全面的に便乗しなければ事業が成立しなかった」という本件特有の構造が弱まる可能性がある。これは本判決自体が将来の技術変化に対し、ある程度**自己限定的**であることを意味する。[filecite:turn0file0](#)

教育・演奏現場については、過剰反応を避けることが重要である。生徒が音源から耳コピする、バンド練習のため自分でパート譜を作る、教師が著作権法35条の範囲内で教材を利用するといった行為は、本件の「競争者による長期・大量・営利的な細部模倣」とは本質的に異なる。もっとも、元楽曲の著作権については別

途適用されるため、ウェブ公開や教材外配布、営利音楽教室等では個別の権利処理確認が必要である。
JASRACも楽譜出版と教育利用について別々の利用手続・例外条件を案内している。 ²¹

関連法令・判例・学説と今後の課題

本件の中核法令は、**著作権法2条1項1号**と**民法709条**である。共同不法行為の構成では民法719条も関係し、第一審評釈も参照条文として709条・719条を掲げる。著作権法上、元楽曲については複製・オンライン配信等に別途権利処理が必要であり、JASRACの管理楽曲を楽譜として出版する場合の手続もこの別レイヤーに属する。 ²²

最重要の先例は**最高裁平成23年12月8日第一小法廷判決（平成21年（受）第602号・603号、いわゆる北朝鮮映画事件、民集65巻9号3275頁）**である。バンドスコア最高裁判決自身がこの判決を明示的に引用した。北朝鮮映画事件は、著作権法上保護されない著作物の利用について、著作物利用の利益と異なる法的利益を侵害する「特段の事情」がなければ不法行為にならない、という原則を示した。本件はその例外を最高裁レベルで具体化した点に大きな意義がある。 ¹⁷

関連する反対例として重要なのが、NO&Tが取り上げる**スピードラーニング事件（知財高判平成27年11月10日）**である。そこで裁判所は、キャッチフレーズ作成に労力・費用がかかっただけでは特段の事情にならないとした。これを本件と並べることで、「投資額」そのものではなく、競争秩序からの逸脱性が決定的だという境界線が見える。 ⁵

また近年、著作権が成立しない、あるいは著作権侵害を主張しない**将棋棋譜・リアルタイム対局情報**をめぐる事件でも、営業上の利益、競合関係、費用へのフリーライド、情報価値の減殺、「自由競争の範囲を逸脱」したかという枠組みが用いられている。NO&Tはバンドスコア事件と将棋YouTuber事件を横断比較しており、北海道大学の2026年知財法研究会も、山根崇邦論文や鮑妙堃評釈とともに、この一連の問題を研究テーマとしている。したがってバンドスコア事件は音楽業界だけの特殊判例ではなく、**データ・情報市場における「知財権がない場合の競争法的民法709条」**という広い系譜に位置づけられる。 ²³

ただし、ここからニュース、スポーツ結果、株価、データセット等の「情報」に一般的な準所有権が生まれたと考えるべきではない。最高裁はあくまで、営業上の利益を侵害するほど**著しく不正な競争行為**を問題にした。公知情報を自ら収集し、独自に加工して競争することまで禁じれば、情報流通・表現・競争の自由を著しく害する。前田論考が強調する著作権法上の「保護と自由とのバランス」は、本判決後も中心的制約である。 ¹⁵

今後の最大の実務課題は、**「自由競争を逸脱する」境界の予測可能性**である。今回の事実は極端なので結論自体は理解しやすいが、例えば「競合企業の譜面を品質チェックのため一部参照した」「10曲中1曲だけ似た」「広告収益はあるが独立採譜もしている」「有料商品の20%だけ代替する」といった中間事例では判断が容易でない。今後の下級審では、依拠の程度、模倣率、規模・継続期間、制作費回避額、競合性、代替率、被害の直接性、警告後の対応、害意・認識などをより明示的な要素として整理する必要がある。これはNO&Tが高裁判決から抽出した要素とも整合する。 ⁵

第二の課題は**損害算定**である。著作権侵害であれば著作権法上の損害推定規定が利用可能な場面があるが、本件の請求基礎は一般不法行為である。無料公開による販売減少を、景気、楽曲人気、紙媒体市場の縮小、他の無料サービスなどから切り分ける必要があり、因果関係の計量は将来の情報利用事件でも難題になる。本件最高裁はこの算定論について新たな一般基準を示していない。 ¹⁶

第三は**差止めとの関係**である。本判決が確立した中心は民法上の損害賠償責任であって、著作権のような排他的権利そのものを付与したわけではない。したがって、この判決だけから、非著作物について常に知財法型の差止請求権が発生すると考えることはできない。将来の紛争では、不正競争防止法、契約、秘密管理、技術的アクセス制御等、別の法的根拠を個別に検討する必要がある。

第四はAI・データ利用への波及である。本判決は生成AIや機械学習について判示していないため、AI学習の適法性を直接決める判例ではない。ただし、「競争者が高額のコストを投じて形成した成果を直接取得し、自らの投入をほぼ省略して同程度の代替物を市場提供する」という経済構造は、将来のデータ・AI紛争で類推的に議論される可能性がある。もっとも、著作権法30条の4等のAI固有論点、データの適法取得、変容性、市場代替性などが別途問題となるため、バンドスコア判決をそのままAIに当てはめることはできない。この点は**今後の実務・学説上の課題**であり、最高裁が今回判断した事項ではない。

第五は立法政策である。情報の商業的フリーライドを不正競争防止法等でより明示的に規律するか、あるいは現行の著作権法・不競法・民法709条の分業を維持するかが理論的には問題となる。しかし、非創作的情報に広い排他的権利を設ければ、後発競争、研究、教育、表現活動を萎縮させる危険が大きい。現時点の調査では、本判決を契機とする具体的な法改正案・政府方針は**未特定**である。むしろ本最高裁判決は、立法による新権利創設ではなく、現行民法709条の「極端な不公正競争への安全弁」という限定的運用を選択したものと評価するのが妥当である。 [filecite](#) [turn0file0](#)

総合評価と主要参考資料

本最高裁判決の意義は、「著作権がないものを保護した」ことよりも、「著作権がないことと、どのような競争方法でも許されることは同義ではない」と最高裁が**明確にしたこと**にある。著作物性を否定しながら賠償を認めるため、表面的には知財保護の拡張に見える。しかし法理を丁寧に読むと、スコアそのものの独占権を否定し、模倣自由を原則とし、例外を「著しく不公正な競争行為」「営業の継続に直接・重大な悪影響」「公正な競争秩序」という競争行為側の事情に限定している。 [filecite](#) [turn0file0](#)

その意味で、本判決への評価は**概ね肯定できるが、射程を狭く管理することが不可欠**である。579曲、約6年半、競争者の完成品への直接依拠、自力採譜なし、細部までの模倣、無料代替、広告収益、売上への重大な影響という事実が欠ける通常事案にまで「フリーライドだから違法」を拡大すれば、北朝鮮映画事件の原則と著作権法の自由領域を骨抜きにする。最高裁自身が尾島・高須両補足意見を通じて、その危険を自覚した判決になっている。 [filecite](#) [turn0file0](#) 24

また、高裁判決までに指摘されていた「著作権法6条と2条1項1号の混同」という理論的弱点を最高裁が事実上修正した点も高く評価できる。これにより今後は、①まず知財法上の権利があるかを判断し、②なければ自由利用を原則とし、③それとは別の営業上の利益が、④自由競争の範囲を逸脱するほど不公正な手段で侵害されたか、という分析順序が明確になった。 14 [filecite](#) [turn0file0](#)

一方、今後最も注意すべき点は、裁判実務や企業実務が本件を「努力・投資保護判例」と短絡しないことである。最高裁が守ったのは「採譜者が汗をかいたからその情報を独占できる」という利益ではない。**自ら費用を負担せず、競争相手の成果を長期間・大量・組織的に転用することによって競争条件を根本的に歪め、その相手の営業継続を困難にする行為を排除した**のである。この理解が、本判決と著作権法上の自由利用原則を両立させる鍵となる。 [filecite](#) [turn0file0](#)

主要一次資料・公的資料

- ・最高裁令和8年10月9日第二小法廷判決・令和6年（受）第2078号 — 本稿の最重要一次資料。ユーザー提供判決PDF。 [filecite](#) [turn0file0](#)
- ・裁判所・裁判例検索 — 事件番号「令和6（受）2078」で検索。裁判所個別PDFの安定URLは本稿作成時点で**未特定**。
- ・最高裁判所・開廷期日情報 — 第一審東京地裁平成30年（ワ）第19860号等、第二審東京高裁令和3年（ネ）第4643号、2026年9月11日の最高裁弁論を公式確認できる。 7
- ・JASRAC「録音物・映像ソフト・出版物などの製作」 — 楽譜出版時の元楽曲の権利処理を確認するための公的実務資料。 18
- ・JASRAC「学校など教育機関での音楽利用」 — 著作権法35条等の教育利用条件を整理。 19

下級審・判例評論

- ・鮑妙堃「スコアを無断複写する行為の不法行為該当性を否定した事例」有斐閣Online — 東京地裁令和3年9月28日、平成30年（ワ）第19860号・第33090号、株式会社フェアリー対株式会社GLNETほか2名を対象とする第一審評釈。⁶
- ・前田哲男「バンドスコア事件—著作物でない情報の利用が一般不法行為になる場合」早稲田大学RCLIP — 高裁判決の理論構造、著作権法2条と6条の区別、特段の事情の限定論を詳細に検討。²⁵
- ・松尾剛行「第340号 バンドスコア事件」Westlaw Japan — 「二重のフリーライド」、大量・組織的模倣、広告型無料提供等を中心に高裁判決を分析。¹²
- ・田島弘基・鎧由暢「著作権の侵害が認められない場合における一般不法行為の成否に関する近時の裁判例（バンドスコア事件、将棋YouTuber事件）」NO&T IP Law Update No.33（2025年8月）— 投下費用、行為態様、営業への影響という要素整理と「額の汗」だけでは足りないとの分析。¹³
- ・山根崇邦「北朝鮮事件最高裁判決後の一般不法行為の成否—バンドスコア事件等の近時の肯定例の意義と課題—」Law & Technology第109号（2025年10月）— 北海道大学研究会資料でも主要文献として挙げられている。¹⁶

最高裁判決後の速報・解説

- ・共同通信「バンド楽譜無料公開、賠償確定 最高裁『自由競争を逸脱』」2026年10月9日 — 判決当日の主要速報。²⁶
- ・毎日新聞系報道「著作物でなくても『バンドスコア』模倣に賠償責任 最高裁初判決」2026年10月9日 — 約1億7000万円の賠償確定と判決の新規性を報道。²⁷
- ・プロスパイア法律事務所「バンドスコア事件最高裁判決を解説 著作物でない成果物の模倣が不法行為になる境界線」2026年10月9日 — 高裁の約1億6925万5305円の賠償判断、北朝鮮映画事件以後の位置づけを速報的に分析。¹⁷

最終的な判例評価としては、本判決を「著作権の外側に新しい独占権を作った判決」と位置付けるのは不正確である。より正確には、**著作権法上の自由領域を維持しつつ、競争相手の成果に大規模・組織的・長期にフリーライドして制作コストを免れ、その成果を無料の代替物として市場投入し相手の営業基盤を破壊するほどの行為について、民法709条を「最後の安全弁」として機能させた最高裁判決**である。この限定を維持できるかどうか、本判決が健全な公正競争法理として定着するか、それとも非著作物への過剰な事実上の権利化へ傾くかを分ける今後の最大のポイントである。turn0file0²⁴

¹ ⁴ ²⁰ ²⁶ バンド楽譜無料公開、賠償確定 最高裁「自由競争を逸脱」（共同通信） | 熊本日日新聞社
<https://www.kumanichi.com/articles/2044985>

² ³ ¹⁰ ¹⁴ ¹⁵ ²⁴ ²⁵ バンドスコア事件-著作物でない情報の利用が一般不法行為になる場合（前田哲男）— RCLIP - Waseda University
<https://www.rclip.jp/jp/publications/bandscore>

⁵ ⁸ ⁹ ¹³ ²³ 著作権の侵害が認められない場合における一般不法行為の成否に関する近時の裁判例（バンドスコア事件、将棋YouTuber事件） | 著書/論文 | 長島・大野・常松法律事務所
<https://www.nagashima.com/publications/publication20250804-1/>

⁶ ²² スコアを無断複写する行為の不法行為該当性を否定した事例 | 有斐閣Online
<https://yuhikaku.com/articles/-/13063>

⁷ 最高裁判所開廷期日情報 | 最高裁判所
https://www.courts.go.jp/saikosai/kengaku/saikousai_kijitsu/index.html

¹¹ ²⁷ 著作物でなくても「バンドスコア」模倣に賠償責任 最高裁初判決 | StartHome
<https://home.kingsoft.jp/news/news/mainichi/20261009k0000m040095000c.html>

- 12 第340号 バンドスコア事件（非著作物たるバンド音楽の楽譜の模倣につき不法行為を認めた事案） - Westlaw Japan | 判例・法令検索・判例データベース | トムソン・ロイター
<https://www.thomsonreuters.co.jp/ja/westlaw-japan/column-law/2025/250225/>
- 16 知的財産法研究会（2026/10/02） | 北海道大学情報法政策学研究センター
<https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/event/ws2026-10-02.html>
- 17 バンドスコア事件最高裁判決を解説 著作物でない成果物の模倣が不法行為になる境界線 - プロスパイア法律事務所
https://prospire-law.com/articles_internetit/26100901/
- 18 21 録音物・映像ソフト・出版物などの製作 | JASRAC
<https://web.jasrac.or.jp/users/product/>
- 19 学校など教育機関での音楽利用 | JASRAC
<https://www.jasrac.or.jp/users/education/>